一(一)　保安林の所在場所　佐賀県伊万里市東山代町川内野字角井四〇二四の一、四〇二九の一、字黒谷四七九四の一、字柳谷五四五九の二、東山代町滝川内字有塚七六一の一、東山代町大久保字烏帽子三一三八の七四、三一三八の八八から三一三八の九六まで、三一三八の九八から三一三八の一〇〇まで、三一三八の一〇三、三一三八の一〇五、三一三八の一〇七から三一三八の一〇九まで、三一三八の一一一、三一三八の一一二、三一三八の一一五、三一三八の一一六、三一三八の一一九、三一三八の一二〇

(二)　指定の目的　水源のかん養

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二(一)　保安林の所在場所　佐賀県伊万里市東山代町脇野字引岩四三七二の一、二里町大里字濡岩甲一の一六、甲七二の一、甲一〇四の一、甲一〇四の四、甲一〇四の五、甲一〇四の七、甲一一一の一、甲一一一の四、字中ノ原甲三〇五の一、甲三〇五の二、甲三三三、字松林乙三四一四の一、大坪町字今岳原乙三一七三の一、乙三一七三の二

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び伊万里市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第二十八号

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第三十五条第一項第一号の規定に基づき、次のとおり指定保安検査機関を指定したので、同法第七十四条の二第一項第一号の規定に基づき、公示する。

平成二十三年二月二十八日

経済産業大臣　海江田万里

名称	住所	保安検査を行う事業所の名称及び所在地	指定の区分	指定する地域	指定年月日
不二高圧株式会社	静岡県焼津市下江留四百三十七番地の十六	不二高圧株式会社　静岡県焼津市下江留四百三十七番地の十六	液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第九十九号）第八十三条第四項において準用する同令第七十九条第二項から第四項までに規定する特定施設（毒性ガス及び特殊高圧ガスに係る特定施設を除く。）の保安検査を行う者としての指定	神奈川県、山梨県、長野県、静岡県、愛知県	平成二十三年二月一日

○国土交通省告示第百八十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年二月二十八日

国土交通大臣　大畠　章宏

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

六日市中谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

鳥取県鳥取市河原町釜口字油免七二九番地内四等三角点釜口を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から一五八度二〇分二八秒　八二〇・七四四メートルの地点　一号

標柱一号から一四五度一三分一七秒　一二七・九三三メートルの地点　二号

標柱二号から八四度二二分五九秒　一九二・〇〇七メートルの地点　三号

標柱三号から一四一度一四分三六秒　二三二・〇三四メートルの地点　四号

標柱四号から一八七度五七分三秒　一七七・四二四メートルの地点　五号

標柱五号から二七一度一六分一八秒　一六六・一八四メートルの地点　六号

標柱六号から三〇八度二九分五七秒　二五二・九四三メートルの地点　七号

標柱七号から七度九分三八秒　一四四・四八八メートルの地点　八号

標柱八号から二八九度四三分一三秒　三〇・二九四メートルの地点　九号

標柱九号から三三一度一二分三八秒　四〇・三四六メートルの地点　十号

標柱十号から三〇三度四分二二秒　九一・〇四三メートルの地点　十一号

標柱十一号から三九度四三分一秒　九・四九〇メートルの地点　十二号

標柱十二号から一一六度一四分四八秒　八〇・一六七メートルの地点　十三号

標柱十三号から一五一度一二分三八秒　四九・五六〇メートルの地点　十四号

標柱十四号から六一度一二分三八秒　二七・四二九メートルの地点　十五号

標柱十五号から三三一度一二分三八秒　一〇八・一五二メートルの地点　十六号

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大城川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

鳥取県鳥取市河原町小畑字土居ノ内　一五八番四地先道路敷　一号

一五八番一　二号

一七八番　二十二号

一六〇番　二十三号

字泉水ノ本

一六一番　二十四号

三二九番一　三号

三三〇番　五号

三二七番　六号及び七号

字大城ノ奥

三二六番一　八号

三三四番　九号及び十号

字通リ谷ノ岡

三二八番三　四号

二九七番一　十一号から十七号まで

三一三番一　十八号

三一〇番三　二十号